

令和 8 年度白樺学園高等学校との包括連携協定事業 (3 学年) 実施要領

1 目 的

包括連携協定に基づき、本事業を「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」及び「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

2 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第 3 条第 6 号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項（基本理念）
- (3) 芽室町議会基本条例第 8 条第 1 項（町民参加及び町民との連携）
- (4) 白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書第 1 条

3 日 時 11 月 25 日（水）～30 日（月）までのうち、次の 4 日間

<10 時～11 時 45 分までの 1 時間 45 分（途中休憩あり）

- (1) 11 月 25 日（水） A・B クラス 44 名・9 グループ
- (2) 11 月 26 日（木） C クラス 26 名・6 グループ
- (3) 11 月 27 日（金） D クラス 26 名・6 グループ
- (4) 11 月 30 日（月） E クラス 26 名・6 グループ

4 対 象 3 学年全生徒（5 クラス：122 名）

5 実施内容

学校側で設定した「10 年後の自分と地域～自治体への参加意識～」についてを基本テーマとし、議会・議員の役割を体験できる内容も加えた構成とし、グループワーク（ディスカッション）を行う。1 グループは 4～5 名。

- ・グループワークの内容については学校側と協議の上で決定する。グループワークの進行（ファシリテーター）は議会の役割とする。
- ・開催後に生徒及び議員に対するアンケート（Googlefoams）を実施する。

6 役割分担

- (1) 11 月 26 日（木）及び 30 日（月） 厚生文教常任委員会
 - (2) 11 月 27 日（金） 総務経済常任委員会
 - (3) 11 月 25 日（水） 各常任委員会から 5 名ずつ選出
- ・グループワークは 10:00～10:45、休憩（10 分）、10:55～11:45
 - ・9:50 に学校に集合とする。